

男鹿市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第1項第2号及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第11条の規定に基づき、公示する。

令和8年3月5日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社こばと	こばとケアサービス 男鹿市船越字前野12番地 1	令和8年2月27日	訪問介護 第1号訪問事業
		廃止年月日	
		令和8年3月31日	